

建築物飲料水貯水槽清掃業登録基準

1 物的要件

次の機械器具及び保管庫を所有していること（下図参照）。

機 械 器 具	保 管 庫
(1) 揚水ポンプ (2) 高圧洗浄機 (3) 残水処理機 (4) 換気ファン (5) 防水型照明器具 (6) 色度計、濁度計及び残留塩素測定器 〔その他、使用することが望ましい器具〕 漏電ブレーカー、酸欠警報機	機械器具や薬剤などを適切に保管することのできる専用の保管庫 <ul style="list-style-type: none"> ・機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。 ・機械器具等を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。 ・機械器具を保管するのに適切な規模であること。 ・独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。 ・保管庫は施錠できること。

注 これらの機械器具は飲料水貯水槽清掃専用のものでなければなりません。

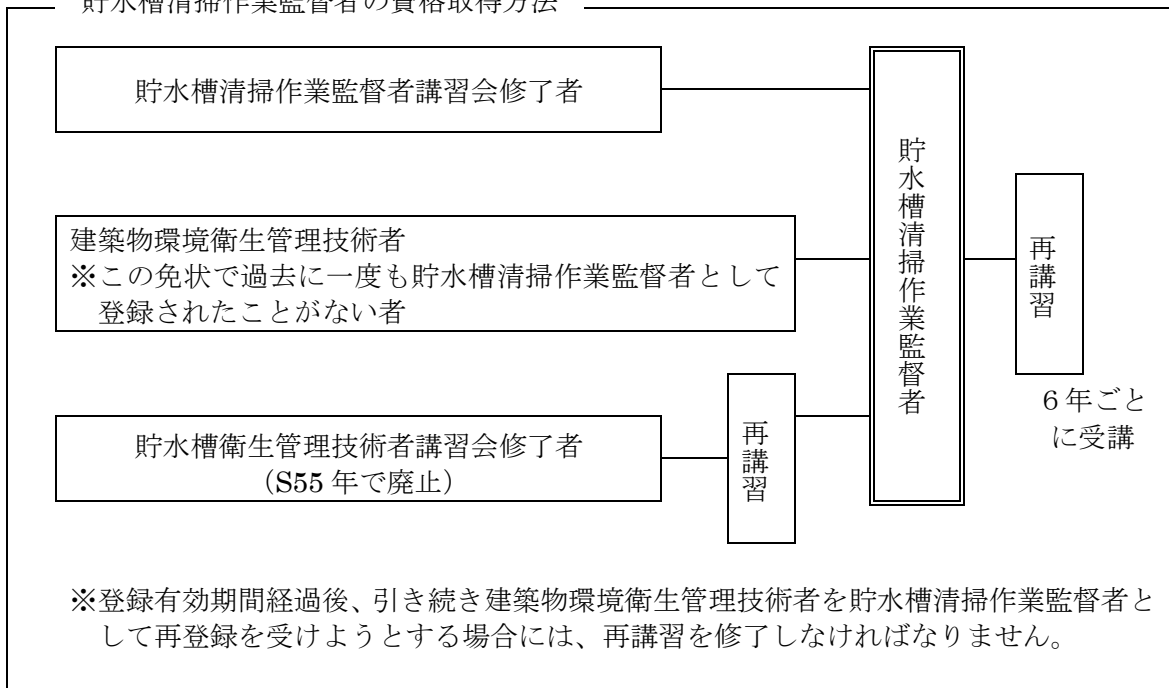
(注) 物的要件は、営業所ごとに常備されていること。また、原則として借り入れは認められません。

同一の機械器具で、2つ以上の事業の登録を受ける、または、2か所以上の営業所の登録を受けることはできません（共用できません）。

2 人的要件

(1) 「貯水槽清掃作業監督者」がいること。

貯水槽清掃作業監督者の資格取得方法



(注) 「貯水槽清掃作業監督者」は、他の登録営業所の同監督者として登録はできません（兼任できません）。また、他の登録業種（清掃業、空気環境測定業、空気調和用ダクト清掃業、飲料水水質検査業、建築物排水管清掃業、ねずみ昆虫等防除業、環境衛生総合管理業）の有資格者としての登録もできません（兼任できません）。さらに、特定建築物に選任される建築物環境衛生管理技術者（ビル管理技術者）との兼任も認められていません。

(2) 貯水槽清掃作業従事者は研修を修了していること。

貯水槽清掃作業従事者の研修について
実施主体・・・事業者、又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるもの
研修内容・・・貯水槽の掃除方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。研修内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたもの
指導者の要件・・・貯水槽清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者、その他研修の科目について十分な知識、技能を有する者
研修の頻度・・・作業に従事する者全員が年間7時間以上受けられること (回数を分けて実施してもよい)

(注) 新規登録申請の場合には、過去1年間に従事者研修を実施していること、及び今後1年間の計画を立てることが必要です。

3 その他の要件

作業の方法、機械器具等の維持管理の方法が基準に適合していること。

作業方法や機械器具等の維持管理方法が厚生労働省告示第117号に示す項目にすべて合致している必要があります。告示の内容を十分に把握した上で標準的な作業実施方法等を作成し、申請時に提出していただきます。

主 な 関 係 機 関

事 項	実 施 機 関	所 在 地	電 話
監督者講習会 同 再講習会	公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター	千代田区大手町1-6-1 大手町ビル7階743区	03(3214)4624
従事者研修	公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会	荒川区西日暮里5-12-5 ビルメンテナンス会館1F	03(3805)7555
	公益社団法人 全国建築物飲料水管理協会	千代田区平河町2-12-2 藤森ビル3F	03(6380)9531
	東京都管工事工業協同組合	港区赤坂6-15-14	03(3583)7111

相 談 ・ 申 請 窓 口

受付時間 相談 平日 9時～17時
申請 平日 9時～16時

名 称	所 在 地	電 話
東京都健康安全研究センター 広域監視部建築物監視指導課 建築物衛生担当	新宿区百人町3-24-1 東京都健康安全研究センター 本館2階	03(5937)1058 (ダイヤル)